

# 令和2年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

日時：令和3年2月12日（金）午前10時～

場所：豊田市役所 東65会議室

## 議事次第

### 1 開会・福祉部長 挨拶

### 2 委員・オブザーバー紹介

席次表参照

### 3 令和2年度の協議会の進め方について

本資料(P.1)

### 4 令和2年度協議会 第2回会議における意見の整理について

本資料(P.2)

### 5 議事内容

#### (1) 豊田市成年後見制度利用促進計画について

本資料(P.3)、別添資料1

- ・令和2年度の実績報告
- ・令和3年度の実績予定について

参考資料1、2

#### (2) とよた市民後見人の養成・共働について

本資料(P.4～7)、参考資料3

- ・とよた市民後見人養成講座について
- ・とよた市民後見人の活動に関する報告

#### (3) 豊田市成年後見支援センターについて

本資料(P.8～10)

- ・令和2年度豊田市成年後見支援センター実績(見込)報告
- ・令和3年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について

別添資料2

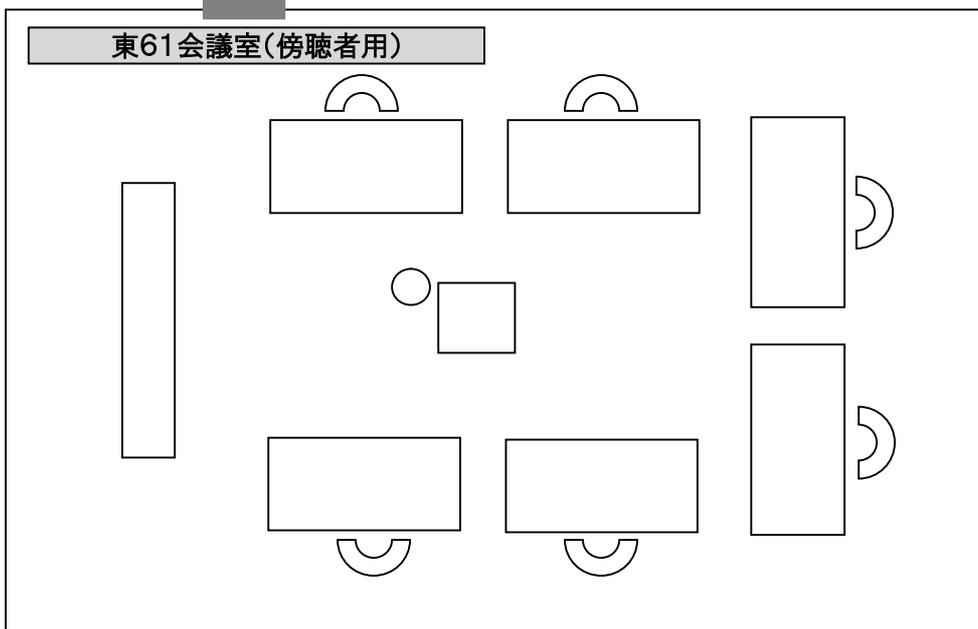
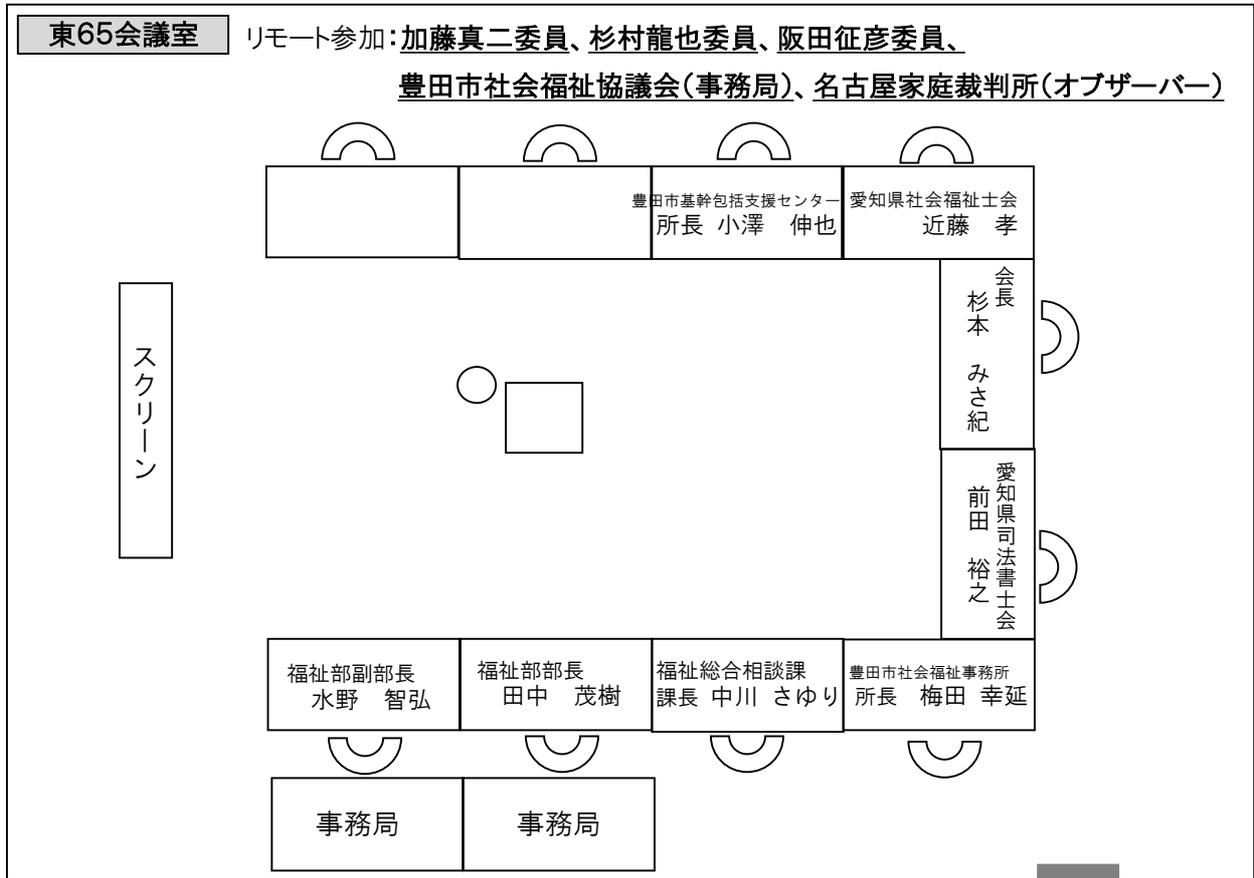
#### <送付資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 協議会設置要綱
- ④ 本資料 第2回会議本資料
- ⑤ 別添資料1 豊田市成年後見制度利用促進計画実績報告資料
- ⑥ 別添資料2 令和3年度豊田市成年後見支援センター事業計画書(案)
- ⑦ 参考資料1 (計画取組項目4) つなげるケースの目安項目(案)
- ⑧ 参考資料2 (計画取組項目21) わたしのノート【スタート編】
- ⑨ 参考資料3 令和3年度とよた市民後見人養成講座カリキュラム(案)
- ⑩ 意見書 ※委員のみ

令和3年2月12日(金)午前10時～  
豊田市役所 東65会議室

### 令和2年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

#### 席次表



## 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

### (組織)

第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。

### (委員)

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 愛知県弁護士会に属する者
- (2) 愛知県司法書士会に属する者
- (3) 愛知県社会福祉士会に属する者
- (4) 豊田加茂医師会に属する者
- (5) 医療相談員である者
- (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者
- (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退

いた後も同様とする。

(会長)

第6条 推進協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

第11条 別表第1に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。

2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(施行期日)

2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費

委員及びオブザーバー	日額
愛知県弁護士会に属する者	19,700円
愛知県司法書士会に属する者	
豊田加茂医師会に属する者	
愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円
医療相談員である者	
豊田市地域自立支援協議会に属する者	
他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者	

# 令和2年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議・本資料

---

令和3年2月12日（金）  
豊田市 福祉部 福祉総合相談課  
豊田市成年後見支援センター

1	令和2年度の協議会の進め方について	.....	P. 1
2	令和2年度協議会 第2回会議における意見の整理について	.....	P. 2
3	豊田市成年後見制度利用促進計画について	.....	P. 3 【別添資料1】
4	とよた市民後見人の養成・共働について	.....	P. 4~7 【参考資料】
5	豊田市成年後見支援センターについて	.....	P. 8~10 【別添資料2】

## 第1回 5/22開催予定分 (書面開催)

### ① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

- ・令和2年度～令和4年度の進捗管理  
について

### ② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・1期生(令和元年度修了生)のバンク  
登録について
- ・令和2年度の講座スケジュールについて

### ③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和元年度実績報告

## 第2回 11/6

### ① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

- ・重点取組項目に関する進捗報告

### ② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・1期生及び講座に関する状況報告
- ・とよた市民後見人の受任体制について

### ③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和2年度中間実績の報告

## 第3回 2/12

### ① 豊田市成年後見制度利用促進計画 について

- ・令和2年度の実績報告
- ・令和3年度の実績予定について

### ② とよた市民後見人の養成・共働について

- ・令和2年度及び令和3年度の講座に  
ついて
- ・市民後見人の活動に関する報告

### ③ 豊田市成年後見支援センターについて

- ・令和2年度実績見込みの報告
- ・令和3年度センター事業計画の承認

## 豊田市成年後見制度利用促進計画について

### ○取組項目4 後見支援センターにつなげる目安作成について

- ・本人を含めたチームとして関係機関が連携できるよう、**事例を重視した研修**を行う。（取組項目1 支援者向けの研修）具体的な事例を示し、実際の支援者（地域包括支援センター職員や障がい者相談支援事業所職員、医療相談員等）が見て、判断しやすい目安となるよう心掛ける。
- ・つなげる目安を作成するなかで、対象者には本当に成年後見制度が必要なのか、既存の福祉サービスの組み合わせでの生活支援でカバーできる範囲はどこまでかといった**役割分担の視点**も持ちつつ、整理を行っていく。

### ○取組項目17 新たな担い手について

- ・社会福祉法人が法人後見業務を行う場合には、利益相反や現在の事業運営への影響が懸念されるので、注意が必要。
- ・成年後見制度に携わっている専門職が中心となり、新たな団体を立ち上げていくといった動きを促進できるとよい。

### ○取組項目21 意思決定支援について

- ・意思決定支援に関する研修を行う際は、引き続き成年後見制度に関連する専門職に向けて情報提供を行う。
- ・令和2年10月に発出された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を参考に、**意思決定支援のプロセス**を学ぶことができるような研修を検討していく。

## とよた市民後見人の養成・共働について

### ○とよた市民後見人のフォロー体制について

- ・市民後見人は超高齢化社会の中で、地域共生社会を目指すための一つの仕組みである。最終的にはとよた市民後見人を、地域における重要な社会資源としてとらえ、単独受任後もその活動を後見支援センターがフォローしていく体制を確立していく。
- ・市民後見人のフォロー体制が確立し、問題なく活動を継続できるようであれば、早期からの単独受任も考えられる。まずは豊田市として、これまで三士会の方がされてきたように、**市民後見人の活動実績を積み重ねていくことが重要**である。

## 議事（1）豊田市成年後見制度利用促進計画について

【別添資料1】参照

### 基礎講座(9/5～11/28)

受講者数	<b>19名</b> (40代～60代：男性4名、女性15名)
内容	座学やグループワークにて、後見活動に必要な知識の習得や意思決定支援の重要性等を学んだ



### 実務講座(12/12～12/19)

受講者数	<b>19名</b> (同上)
内容	受任後の後見事務（収支の計算や報告書の作成方法）について実践的に学んだ
修了式	実務講座終了後に開催 社協会長より修了証書が授与された



### バンク登録面接(2/6)

対象者	実務講座を修了し、バンク登録を希望する者（19名中 <b>17名</b> が希望）
面接官	実際に後見活動をしている弁護士、司法書士、社会福祉士各1名ずつに依頼

- 面接官（法福連携推進協議会市民後見人育成部会員）が修了者と1対1で面接を行う
- 講座を受講した感想や意欲について質問し、理念を理解したうえでバンク登録していただけるかどうかの最終確認を行う

【受講要件】研修申込時に以下の条件を満たし、市民後見人となることを希望する者（今年度と同様）

- ① 社会福祉活動に理解と熱意があり、他の関係機関と共働し後見活動が支障なく行えること
- ② 豊田市在住・在勤であること
- ③ 満25歳以上であること
- ④ 原則、研修の全日程に参加可能であること

講座の周知活動

令和3年5月ごろ

公募及び社福法人職員等に向けた周知

公開ガイダンス（事前説明会）

令和3年6月26日（土）

研修の概要説明と申込受付

基礎講座

令和3年7月～11月（隔週開催）

座学やグループワーク中心の講座

実務講座

令和3年12月

後見活動の実務を学ぶ実践的な講座

バンク登録

令和4年3月

面接を経て、バンク登録へ

バンク登録者数(令和2年度末予定)・・・**34名**（市民後見人としての受任状況は以下の通り）

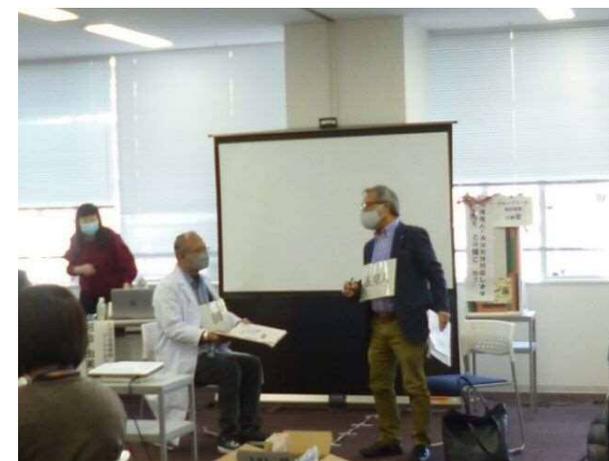
	審判日	事案概要
1	7/21	老人保健施設に入所中の認知症高齢女性。女性の市民後見人が着任
2	8/28	障がい者施設に入所中の知的障がいのある40代女性。女性の市民後見人が着任
3	11/25	老人保健施設に入所中の認知症高齢男性。男性の市民後見人が着任 ※③の成年被後見人が12月5日に死亡したため終了となった。
4	11/27	障がい者GHに入所中の知的障がいのある20代女性。女性の市民後見人が着任
5	1/15	老人保健施設に入所中の認知症高齢男性。男性の市民後見人が着任
	申立準備中	老人保健施設に入所中の認知症高齢女性
	申立準備中	障がい者施設に入所中の知的障がいのある60代男性

## バンク登録者の活躍

「成年後見制度をわかりやすくみんなに伝えたい！」との思いから、後見制度の普及啓発に寸劇で協力してくれる『後見一座』がバンク登録者のなかから立ち上がりました。

### 【活動実績】

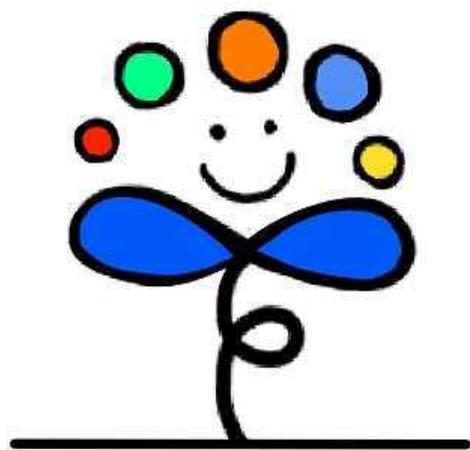
- ・令和2年度とよた市民後見人養成講座9日目のグループワーク
- ・ひだまりサロン(高齢者サロン)での広報活動
- ・自治区での福祉講演会（新型コロナウイルス感染防止のため延期）



以下をとよた市民後見人のロゴマークとして採用し、取組周知のために使用していく。

職業訓練校(天白区)の  
課題作成の一環として  
御協力いただきました！

オレンジヒマワリの花言葉  
「未来をみつめて」



- 「想い」
- 「安心」
- 「冷静」
- 「責任」
- 「共感」

太陽を向くひまわりになぞらえる  
5つの視点＝太陽のような光

とよた市民後見人の活動理念  
『本人に寄り添い、心の声に耳を傾ける』

言葉に込められた『5つの視点』

- ・・・本人の意思と利益の尊重
- ・・・市民としての生活の実現
- ・・・公正な支援
- ・・・後見人としての自覚
- ・・・生活等の変化への気づき



(名刺イメージ)

※すべて令和2年4月～12月末までの実績

### <広報業務>

出前講座や関係機関向け研修会を通じ、成年後見制度及びセンター機能の普及啓発を行った。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止策の徹底を図りながら、出前講座を10回開催した。
- ・センターにつながる目安作成を意識した地域包括支援センター職員向け研修を開催した。

### <相談業務>

後見制度に関する相談支援を行うほか、適切な支援機関に相談をつなげた。

- ・成年後見制度の対象外であるケースについても関係機関と協議し、適切な支援制度に繋げた。
- ・身寄りのない方からの相談件数が多い傾向にあり、「今後の生活が心配」という相談が増えている。

### <利用促進業務>

行政・専門職・関係機関と連携し、権利擁護が必要な方が成年後見制度につながるよう体制整備を行った。

- ・関係機関からの相談時には、情報収集や本人との面談などで連携した素早い対応を意識して行った。
- ・受任調整会議では59件の調整を行い、必要に応じて家庭裁判所との調整を行った。

### <後見人支援業務>

親族後見人や専門職後見人が相談しやすい環境を整えた。

- ・専門職相談会では10件の相談実績があった。相談後も継続して後見人支援ができる体制を整えた。
- ・専門職との勉強会を通して、専門職からも相談が入りやすい関係の構築に努めた。

### <法人後見業務>

社会福祉協議会として複合的な問題を抱える世帯、頻回な支援が必要な方等の法人受任を行った。

- ・新たに6名の法人後見を開始。現在は40名の方を受任し、支援している。
- ・うち、4名については市民後見人と複数で受任している。

# 【議事（3）】令和2年度豊田市成年後見支援センター実績見込みについて（数値）

<広報業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	R2年度実績値（12月末）			
出前講座（回）		38				20	10			
市民講座（回）		0				1	0			
専門職との勉強会（回）		14				12	9			
<相談業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度実績値（12月末）			
相談支援		236件・延べ3,225回				250件	173件・延べ2,496回			
内訳	区分	認知	知的	精神	他	—————	認知	知的	精神	他
	対象者（名）	125	14	38	59		100	23	18	32
<利用促進業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度実績値（12月末）			
申立支援（名）		107				100	87			
定例会（回）		12				12	9			
<後見人支援業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度実績値（12月末）			
後見人支援（件）		73				—————	63			
チーム会議の開催（回）		53				70	57			
専門職相談会相談件数（件）		—————				—————	10			
<法人後見業務>		令和元年度実績値				令和2年度目標値	令和2年度実績値（12月末）			
受任件数（名）		39（延べ48）				50	40（延べ57）			

## 議事（3）令和3年度豊田市成年後見支援センター事業計画（案）について

【別添資料2】参照

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2 (12月 末時点)	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	1	重点	支援者・専門職向け研修の開催 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	開催回数  (回)	1	後見支援センター 福祉総合相談課	研修実施	→	→		
							障がい福祉課 高齢福祉課	実施にむけた委託先等へのヒアリング及び周知協力	→	→		
							支援者 専門職	研修参加	→	→		
		<令和2年度の取組ポイント> 支援者（地域包括支援センターや障がい相談支援事業所等）向けの研修を年2回開催予定。構成として第一部を成年後見制度に関する講義、第二部を取組番号4の目安作成と関連付け、「どのような場面で、どのような判断基準で後見支援センターにつなぐべきか」について多職種で検討するワークショップ形式を想定。										
		<令和2年度の実績報告> 新型コロナの影響により研修会を年1回に変更し、地域包括支援センター職員向けの研修会を基幹包括支援センターと連携して開催した。制度の概要説明と実際の事例を用いながら、後見支援センターに繋げるポイント等の解説を行い、制度と後見支援センターの役割について参加者の理解を深める研修となった。										
		<令和3年度の取組ポイント> 初任者向け・現任者向けの2回に分けて、支援者（地域包括支援センター職員や障がい相談支援事業所職員等）のための研修を開催予定。初任者向け研修では取組番号4で検討した「つなげる目安」を基にグループワークを行い、事例を多く掲載するなど内容の充実を図る。また、現任者向けでは実際の後見人の役割について、グループワークをととして理解を深めながらチーム支援の必要性を学んでもらう事を想定している。										
		2	基礎	市民向け啓発の実施	開催回数 (回)	10	後見支援センター 福祉総合相談課	計画わかりやすい版の作成 市民向け公開講座・出前講座の継続実施	わかりやすい版を活用した 市民向け公開講座・出前講座の継続実施	→	→	
							専門職 支援者	市民向け公開講座・出前講座への参画	→	→		
							市民	市民向け公開講座・出前講座への参加	→	→		
		<令和2年度の実績報告> 主に知的障がいのある人をはじめとした情報理解に難しさを抱える人たちに情報を届けるサポートを行っている団体にデザインを依頼した計画のわかりやすい版を作成している。出前講座では障がい者施設や地域包括支援センターなどで、利用者や利用者の親族を対象に制度の周知を実施。市民向け公開講座は新型コロナの影響で未実施。										
3	基礎	金融機関向け研修の開催 (市分担課) 高齢福祉課	開催回数 (回)	0	後見支援センター 福祉総合相談課 支援者	関係機関調整・実施	→	→				
					高齢福祉課	実施にむけた委託先等への調整協力	→	→				
<令和2年度の実績報告> 新型コロナの影響で未実施。												

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2 (12月 末時点)	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	支援者からセンターにつながる仕組みづくり	4	重点	成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	-	-	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	内容検討	目安の完成、活用開始	→		
							障がい福祉課 高齢福祉課	委託先等へ検討の協力 要請を行うことの承諾	活用開始	→		
							専門職	内容への助言等	活用時の助言等	→		
		<令和2年度の取組ポイント> 取組番号1の支援者・専門職向け研修にて、後見支援センターと支援者中心に多職種で内容について検討。高齢分野、障がい分野、専門職それぞれの視点から後見支援センターと支援者の適切な役割分担のあり方の整理を行いつつ、実践的な目安を目指す。										
		<令和2年度の実績報告> 日頃、後見支援センターが行う相談業務を振り返り、関係機関との連絡調整や役割分担における課題を整理した。 また、これまで行ってきた関係機関向け研修の意見などを参考に、関係機関から後見支援センターにつなげる目安の内容について検討した。										
		<令和3年度の取組ポイント> つなげる目安のたたき台を基に取組番号1の支援者・専門職向け研修を開催し、事例を多く掲載するなど支援者が実務上活用しやすい目安の完成を目指す。 また、完成した目安について、その周知を図っていく。										
		5	基礎	多機関合同事例検討会の開催	開催回数 (回)	3	後見支援センター 支援者	検討会の継続実施	→	→		
							福祉総合相談課 専門職	検討会への参画	→	→		
		6	基礎	総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談 支援事業所における相談対応 (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課	対応回数 (回)	875	福祉総合相談課 支援者 後見支援センター	相談対応の継続実施	→	→		
							高齢福祉課 障がい福祉課	委託先等が一次窓口として機能するための協力	→	→		
7	懸案	消費生活センターとの連携策の検討  (関係課) 福祉総合相談課、消費生活センター	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター 消費生活センター	現状及び課題整理	4で作成した目安を基にした内容の検討	消費生活センター用 つなげる目安活用開始				
<令和2年度の実績報告> 消費生活センターへのヒアリングを実施し、取組番号4の目安が完成した後、連携策の検討をしていくことを確認した。												

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2 (12月 末時点)	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4
包括的な相談支援体制の充実 ～地域のつながりから早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	8	基礎	センターによる相談対応とケース会議の出席	対応回数(回)	2496	<b>後見支援センター</b>	継続対応	→	→
							福祉総合相談課 支援者 専門職	対応の協力、助言等	→	→
		9	基礎	日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業からの移行調整の実施	移行件数(件)	3	<b>後見支援センター 支援者</b>	移行調整の継続実施	→	→
		10	懸案	高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	-	-	<b>福祉総合相談課 後見支援センター</b>	現状の対応継続	課題整理	対応策の検討
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施	11	基礎	多職種による受任調整会議の実施	実施件数(件)	59	<b>後見支援センター 専門職</b> 福祉総合相談課	受任調整会議の継続実施	→	→
							<b>後見支援センター</b>	申立支援の継続実施	→	→
		12	基礎	センターによる申立支援の実施	支援人数(人)	87	市民 支援者 専門職 福祉総合相談課	実施への協力、助言等	→	→
		13	基礎	市長申立の実施と円滑な実施体制の整備	申立件数(件)	10	<b>福祉総合相談課 後見支援センター</b>	継続実施	→	→

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2 (12月 末時点)	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護 を主においた本人と成年後 見人等を取り巻く支援環境 の整備～	多様な主体が権利擁護支 援に携わることのできる環境 づくり	14	重点	とよた市民後見人の養成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	-	-	後見支援センター 福祉総合相談課 専門職	2期生養成及び権利 擁護支援活動を支える 仕組みの運用開始	3期生養成及び仕組 みの充実	講座の方向性と仕組み の運用についての見直し		
							市民 支援者	講座及び仕組みへの参 画	→	→		
		<p>&lt;令和2年度の取組ポイント&gt; 令和2年度とよた市民後見人養成講座を開講。令和3年度までは毎年開講し、令和4年度にターゲットや内容について見直しを行う。また、権利擁護支援活動を支える仕組みとして社会福祉協議会が設置した「くらし応援資金」について、効果的な周知方法を検討するとともに、スムーズな運用ができるよう体制整備を図る。</p>										
		<p>&lt;令和2年度の実績報告&gt; 令和2年度とよた市民後見人養成講座を開催し、受講者19名全員が講座を修了した。今年度中に市民後見人バンク登録の事前面接、そしてバンク登録を予定している。くらし応援資金については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定されていた訪問しての周知活動などを延期し、社協だよりにくらし応援資金の記事を掲載することで周知を図った。</p>										
		<p>&lt;令和3年度の取組ポイント&gt; 令和3年度もとよた市民後見人養成講座を開催予定。また、講座修了者同士が交流できる機会を設けるなど、フォローアップ体制の充実を図る。くらし応援資金についても、コロナ禍においても効果的な周知方法を検討し、継続的な周知と適切な運用を行う。</p>										
		15	基礎	法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立	受任件数 (件)	40	後見支援センター 支援者 福祉総合相談課	継続実施	→	→		
		16	基礎	利用支援事業の実施と必要に応じた見直し	実施件数 (件)	33	福祉総合相談課	継続実施	→	→		
		17	懸案	新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討  (市分担課) 総務監査課、障がい福祉課、介護保険課	-	-	後見支援センター 福祉総合相談課	課題整理・解決手法の 洗い出し	対応策の検討・実施	→		
							総務監査課 障がい福祉課 介護保険課 専門職 支援者	社会福祉法人等との連 携策に関するヒアリング 等への協力	検討への参画及び実施 における協力	→		
		<p>&lt;令和2年度の実績報告&gt; 新たな後見活動の担い手確保に向けて社会福祉連携推進法人等を想定した場合の課題整理を実施。社会福祉法人等へのヒアリングについては新型コロナの影響で延期しており、今後の動向を注視しながら実施していく。</p>										

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2 (12月 末時点)	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4		
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護 を主においた本人と成年後 見人等を取り巻く支援環境 の整備～	後見人等支援の充実	18	重点	親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施	相談件数 (件)	10	後見支援センター 専門職 福祉総合相談課	本格開催	定期開催	→		
							市民 支援者	相談会の活用、参画	→	→		
		<p>&lt;令和2年度の取組ポイント&gt; 今年度より、親族後見人と市民後見人に向けた専門職（弁護士、司法書士）による相談会を実施。就職時報告、定期報告時の書類記入の仕方や、後見活動における専門職からの助言を得る機会を定期的に設けることで、親族後見人や市民後見人が不安なく活動しやすい環境を整備する。</p>										
		<p>&lt;令和2年度の実績報告&gt; 令和2年7月より専門職（弁護士、司法書士）による相談会を実施し、親族後見人から就職時報告や財産管理についての相談があった。</p>										
		<p>&lt;令和3年度の取組ポイント&gt; 相談会を継続実施。後見支援センターが申立支援で関わった親族後見人に対して、専門職相談会のチラシを郵送して周知を図っていく。 また、活動が本格化する市民後見人については、定期報告の前に相談会を活用してもらうなど、金銭管理・身上保護について専門職の助言が得られる体制を確立する。</p>										
		19	重点	送付先変更に係る手続き事務の簡素化  (市分担課) 障がい福祉課、高齢福祉課、介護保険課、福祉医療課	-	-	福祉総合相談課 後見支援センター	課題整理	対応策 の検討	実施		
							障がい福祉課 高齢福祉課 介護保険課 福祉医療課	課題整理に関するヒア リング等への協力	課題を踏まえた対応策 の検討	実施・運用		
		<p>&lt;令和2年度の取組ポイント&gt; 送付先変更手続きについては、成年後見人等実務者より手続きが煩雑であるとの意見を多く頂いている。送付先変更に係る手続きの簡素化を図るため、後見人等からのヒアリングや関係課との調整を行い、後見人等の負担軽減を図るべくまずは部内での検討を進めていく。</p>										
		<p>&lt;令和2年度の実績報告&gt; 関係各課に送付先変更の実施状況や、送付先変更の一括受付に既に取り組んでいる自治体にヒアリング調査を実施。 今年度中に、専門職（三士会）へ送付先変更に関するアンケート調査を実施していく。</p>										
		<p>&lt;令和3年度の取組ポイント&gt; 専門職への調査結果を踏まえ、後見人等の送付先変更の一括受付に向けた庁内調整を進めていく。</p>										
20	基礎	成年後見支援センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施	支援人数 (人)	63	後見支援センター	継続実施	→	→				
					専門職 支援者 市民	センターの活用、支援に おける協力	→	→				

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2 (12月 末時点)	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護 を主においた本人と成年後 見人等を取り巻く支援環境 の整備～	意思決定支援を円滑に行 う仕組みづくりと普及・啓発 の実施	21	重点	豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及 (市分担課) 地域包括ケア企画課	-	-	地域包括ケア企画課 支援者	ポイント集普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	→	
				福祉総合相談課 後見支援センター 市民 専門職	普及啓発における協力 検討への参画	研修等への参加	→				
		<p>&lt;令和2年度の取組ポイント&gt; 市全体に意思決定支援の普及を図るため令和元年度に作成された意思決定支援ポイント集について、研修会の企画や普及啓発手法の検討に参画する。後見支援センターが中心となり行っている権利擁護活動支援においても重要となる、本ポイント集の普及啓発及び定着を目指す。</p>									
		<p>&lt;令和2年度の実績報告&gt; 意思決定支援ポイントについて、ボリュームのスリム化や10項目の心がけを修正するなど、ポイント集の改善を行った。 また、全ての方が共通で使用できる記録ツール「わたしのノート（エンディングノート）【スタート編】」を作成した。 意思決定支援の普及については、医師会など関係団体が実施する既存研修会を活用するなど長期的な視点で啓発を実施することでワーキンググループで合意した。</p>									
<p>&lt;令和3年度の取組ポイント&gt; 意思決定支援の普及を進めていくとともに、意思の実現に向け、意思の記録ツール「わたしのノート【スタート編】」を確実に使用し、多職種と共有ができる体制について検討を進める。</p>											
		22	基礎	エンディングノートの活用による普及と内容の充実 (市分担課) 地域包括ケア企画課	開催回数 (回)	2	地域包括ケア企画課 支援者 後見支援センター	普及啓発や内容の充実 に向けた検討 出前講座等による啓発 活動	出前講座等による啓発 活動	→	
							市民 専門職	エンディングノートの活用	→	→	
<p>&lt;令和2年度の実績報告&gt; 単身高齢者が多く住んでいる団地の住民を対象に、終活をテーマにした出前講座を開催した。</p>											

基本的な考え方	取組の柱	番号	分類	具体的な取組	実績	R2 (12月 末時点)	主体(太字は主導)	R 2	R 3	R 4	
暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護 を主においた本人と成年後 見人等を取り巻く支援環境 の整備～	地域で暮らし続ける基盤・ 環境づくり	23	重点	身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備	-	-	地域包括ケア企画課 福祉総合相談課 後見支援センター	実態調査	課題整理	対応策の検討	
				(市分担課) 地域包括ケア企画課、生活福祉課、消防			支援者 専門職 生活福祉課 消防(警防救急課)	実態調査の協力	課題整理への協力	対応策の検討への参画	
		<p>&lt;令和2年度の取組ポイント&gt; 福祉総合相談課及び後見支援センターは、本人に寄り添った意思決定支援の経験や支援を通じた課題への気づきを活かし、調査や研修に関する効果的手法等の検討に参画する。また今後は先進市を参考とし、任意後見制度やエンディングノート、各種契約（委任契約や死後事務委任契約等）を活用した体制整備について検討していく想定。</p>									
		<p>&lt;令和2年度の実績報告&gt; 「身元保証」に関する実態を把握するためのヒアリング調査を病院へ実施。今年度中に高齢者や障がい者の施設へのアンケート調査を実施していく。</p>									
		<p>&lt;令和3年度の取組ポイント&gt; 実態調査の結果を踏まえ、課題整理を進める。また、県内で先行的に取組を行っている自治体へのヒアリング等も検討中。 身寄りのない方への支援については、医療・介護連携、終活、社会的孤立を踏まえた視点で今後検討していく。</p>									
		24	基礎	本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実	-	-	全ての主体	各種計画に位置付けられた取組みの推進	→	→	
25	懸案	居住支援に関する取組との連携策の検討 (関係課) 定住促進課	-	-	定住促進課	居住支援協議会の立上げ	課題整理	対応策の検討			
					福祉総合相談課 後見支援センター 支援者 専門職	居住支援協議会への参画及び協力	→	→			
<p>&lt;令和2年度の実績報告&gt; 高齢者や障がい者等住宅の確保が難しく、配慮が必要な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる環境を整備することを目的とした居住支援協議会の設立に向けて、関係団体と調整を行い準備を進めた。</p>											

# 令和3年度豊田市成年後見支援センター事業計画書

## 別添資料 2

業務名	目指す姿	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	取組ポイント	
1 広報業務	①制度に関する市民の認知度が向上している	出前講座の開催(20回/年) 市民講座の開催(1回/年)	← 出前講座の開催(適宜) →												市民に向けた出前講座を、後見一座とタイアップして行う。	
	②関係機関の理解が深化し、協働できる関係性の構築ができています	専門職との勉強会(12回) 関係機関向け講座の開催(2回/年)	← リーガルサポート(月1回)、ばあとなあとの勉強会(年4回) → ← センターだより発行 → 社協内権利擁護研修 → 専門職との勉強会 → 関係機関向け研修 → 関係機関向け研修 → ← 社協ホームページにて受任状況や運営情報について公開 →													新規取組として、専門職との勉強会を開催し、更なる相互理解を図る。
2 相談業務	①相談に対し、適切に対応できる体制が構築されている	センターを通じ、新規で成年後見制度に関する相談ができた市民の実人数(250名/年)	← 後見センターカンファレンス(毎日) → ← 定例会における全案件の進捗確認(月1回) →												毎朝のカフェインを継続実施。情報共有し、全センター職員が相談案件に対応できる体制を構築する。	
	②早期から権利擁護支援の検討や必要性の見極めができる環境が整っている		← センターにつなげるケースの目安の完成・活用 → ← 関係機関と連携した相談支援や適切な事前事務管理 →													「後見支援センターにつなげるケースの目安」を完成させ、関係機関への周知を行う。
3 利用促進業務	①制度が必要な市民をキャッチし、利用まで繋げられる環境が整っている	申立書類作成支援件数(100件/年)	← 申立書類作成支援(適宜) → ← 受任調整会議(毎月) → ← ブランチ機能の活用 →												令和2年度より市内に展開された社協支所CSWとの連携を強化する。	
	②とよた市民後見人が受任し活躍している	市民後見人の受任者数(12件/年)	← 受任調整会議、追加選任申立 → ← バンク登録者説明会 → フォローアップ研修 →													専門職から市民後見人(社協との複数後見)へのリレー体制を確立する。
	③権利擁護の担い手が増えている	とよた市民後見人養成講座の受講者数(20名)	← 広報活動 → 事前説明会 → とよた市民後見人養成講座の開催 →													令和4年度見直しに向け、課題整理や周知先の検討を行う。
4 後見人支援業務	①本人と後見人等が孤立せず、チームを構築できている	受任調整をした案件のチーム会議開催率(100%)	← チーム会議の開催(適宜) →												受任調整した案件についてはチーム会議を行い、その後のモニタリングに力を入れる。	
	②後見人等の相談窓口としての認知度が向上している	後見人等からの相談件数(50件/年)	← 後見人等からの相談に対する支援(適宜) → ← 親族後見人等にむけた、弁護士・司法書士による専門職相談会の実施(月2回)及び継続的な支援 →													センターが申立支援をし、親族が後見人として受任した方にむけて、専門職相談会の案内を送る。
5 法人後見業務	複合的な課題を持つ市民でも、制度を活用し権利が守られる体制が整備されている	法人後見受任件数(50件/年)	← 定例会における、法人後見の適切な受任(再掲:月1回) → ← 報酬付与申立の実施(適宜) → ← 市民後見人との連携(複数受任、監督人) →												・きめ細やかな身上保護を中心とした支援を行う。 ・市民後見人と協働した支援体制を確立する(複数後見)。	
6 体制整備業務	上記業務を含め、制度利用促進を進めるうえで基盤となる体制が整備されている	定例会の開催(12回/年) 協議会事務局(3回/年)	← 定例会の開催(再掲:月1回) → ← 協議会の運営 → 協議会の運営 → 協議会の運営 → ← 寄付の管理(適宜) → ← 権利擁護ネット主催研修 → 名古屋家裁主催連絡会 → 名古屋家裁主催連絡会 → 次年度に向けた体制検討・整備 →												くらし応援資金について、寄付の広報先の洗い出しを行うなど、広報活動を本格的に展開していく。	

# 参考資料 1

## 後見支援センターへつなげる目安シート（案）

### 【概要】

- ・後見支援センターにつなげる必要があるかどうか、判断する際に活用できるシートを作成する。
- ・主に包括支援センター職員や障がい相談支援事業所職員や医療相談員等が使用する予定。

### 【項目①必要度チェックリスト（項目案）】

			<input checked="" type="checkbox"/>
金 銭 管 理	①	自分でお金の出し入れができない。	
	②	通帳、キャッシュカード、銀行印を紛失する。	
	③	生活費が足りなくなる。（収支の把握ができない。）	
	④	公共料金、介護サービス料、医療費等の支払いができない。	
	⑤	消費者被害にあっている。	
	⑥	親族や知人等にお金を渡している。（取られている。）	
	⑦	第三者が金銭管理をしている。	
	⑧	法的な手続きができない。（相続、借金等）	
身 上 保 護	①	契約内容を理解し、契約ができない。	
	②	郵便物の管理や必要書類の手続きが適切にできない。	
	③	頼れる親族がいない。	

### 【項目②後見支援センターにつながるまでの一般的なフロー図（作成中）】

### 【項目③権利擁護支援に関する各種サービス一覧（作成中）】

### 【項目④事例による補足（作成中）】

<チェックシートだけでは迷う場合、事例を見ることで判断しやすいものとする。>



## ● わたしの想い・夢（ありたい自分、叶えたい夢、希望、家族への想いを記載しましょう）

♪理由やエピソードがあれば書いてみましょう♪

一方で、不安に思っていることや将来への心配事などがあれば書いてみましょう

## ● わたしに対する家族の想い

## ● わたしのこと

趣味	.....	日課	.....
大切な場所	.....	好きな食べ物	.....
好きな色	.....	特技・得意なこと	.....
楽しみなこと	.....	苦手・嫌いなこと	.....
療養・生活し続けたい場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 障がい児・者などの施設	<input type="checkbox"/> 老人ホームなどの施設 <input type="checkbox"/> その他（.....）	

## ● 健康状態などについて

かかりつけ医	有 ・ 無	医療機関名	.....	(医師	.....)
連携先病院	有 ・ 無	医療機関名	.....	(医師	.....)
疾病名	.....				
介護認定	無 / 申請中 / 要支援	1 2	/ 要介護	1 2 3 4 5	
障がい手帳	無 / 申請中 / 身体	級	/ 療育	判定 / 精神	級
特定疾患受給者証	有 ・ 無 ・ 申請中	生活保護	有 ・ 無 ・ 申請中		

● 治療について（万が一に備えて…）

治療について  1日でも長く生きられるような治療を受けたい  
 痛みや苦しみが少なくなる治療を受けたい  
 上記2つとも希望しない  
 その他（ ）

最期に過ごしたい場所  自宅  病院  老人ホームなどの施設  
 障がい児・者などの施設  その他（ ）

● 判断能力が無くなった場合、わたしに代わり意思決定をお願いしたい人（代理決定者）

ふりがな  
氏名 ..... 関係 ..... 連絡先 .....

● そのほか、支援者に知っておいてほしいことや配慮してほしいこと

● 緊急連絡先

1 ふりがな  
氏名 ..... 関係 ..... 連絡先 .....

2 ふりがな  
氏名 ..... 関係 ..... 連絡先 .....

● このノートと一緒に作った人

氏名 ..... 関係 .....

氏名 ..... 関係 .....

氏名 ..... 関係 .....

氏名 ..... 関係 .....

家族の構成図

このノートに記載する情報がケアに反映されます。自分の望む生活を送るため、このノートを、医師や看護師、ケアマネジャーなどの専門職（支援者）と共有しましょう。  
また、意思が変わったと感じた際には、積極的にこのノートを更新していきましょう。

※専門職など一緒に作った人からの一言メッセージ※

作成日 令和 年 月 日 （作成場面 ）

ふりがな  
本人氏名 ..... 男・女 ..... 生年月日 大・昭  
平・令 ..... 年 月 日

作成：豊田市在宅医療福祉連携推進会議

次回作成予定日 令和 年 月 日

令和3年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム (案)

【基礎講座】(令和3年7月17日～11月20日) 13:00～16:30

(本:本人の意思と利益の尊重、市:市民としての生活の実現、生:生活等への変化の気づき、後:後見人としての自覚、公:公正な支援)

講座	月	日	時間	科目	講師(依頼先予定)
1日目 42・43 会議室	7	17 (土)	13:00～13:30【30】	オリエンテーション	豊田市成年後見支援センター職員
			13:30～14:00【30】	①豊田市の市民後見活動の理念と後見センターの役割(本・市)	豊田市福祉総合相談課職員 豊田市成年後見支援センター職員
			14:00～14:30【30】	②家庭裁判所の役割	名古屋家庭裁判所岡崎支部
			14:30～16:00【90】	③権利擁護と成年後見制度(後・公)	愛知県弁護士会
2日目 介護予防 室	31 (土)	13:00～14:30【90】	④本人の理解(認知症)(市・生)	認知症初期集中支援チーム	
		14:30～16:00【90】	⑤高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	認知症初期集中支援チーム	
3日目 42・43	8	14 (土)	13:00～14:30【90】	⑥障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)(市・生)	市内障がい者支援事業所
			14:30～16:00【90】	⑦本人の理解(精神障がい)(市・生)	市内精神保健福祉士
4日目 42・43	28 (土)	13:00～15:00【120】	⑧意思決定支援と在宅医療(本・後)	豊田加茂医師会 豊田市役所担当課職員	
		15:00～16:00【60】	⑨介護保険制度(市・生)	愛知県社会福祉士会	
4日目 42・43	9	11 (土)	13:00～14:30【90】	⑩医療機関と公的医療保険制度(後・公)	市内医療相談員
			14:30～16:00【90】	⑪医療費助成、後期高齢者医療保険(生・公)	豊田市役所担当課職員
6日目 介護予防 室	25 (土)	13:00～14:30【90】	⑫法律知識の基礎(民法)(後・公)	愛知県弁護士会	
		14:30～16:00【90】	⑬社会保障制度の概要(国民健康保険・国民年金・生活保護制度について)(生・公)	豊田市役所担当課職員	
7日目 42・43	10	9 (土)	13:00～15:30【150】	⑭市民後見人の実際	とよた市民後見人
			15:30～16:00【30】	交流会	
8日目 42・43	23 (土)	13:00～14:00【60】	⑮とよた市民後見人の実務1(後・公) (各講座の振り返り)	愛知県司法書士会	
		14:00～16:00【120】	⑯グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	市内医療相談員 愛知県社会福祉士会	
9日目 42・43	11	6 (土)	13:00～16:00【180】 ※途中休憩含む	⑰グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上
10日目 42・43	20 (土)	13:00～14:30【90】	⑱とよた市民後見人の実務2(後・公) (後見人等としての心構え)	愛知県社会福祉士会	
		14:30～16:00【90】	⑲とよた市民後見人の実務3(後・公) (就任時の手続き、定期報告、報酬の仕組み)	愛知県司法書士会	

【実務講座】(令和2年12月4日～12月18日) 13:00～16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42・43	12	4 (土)	13:00～16:00【180】	①後見事務の実際Ⅰ	豊田市成年後見支援センター職員
2日目 42・43		18 (土)	13:00～16:00【180】	②後見事務の実際Ⅱ	豊田市成年後見支援センター職員

\*いずれの日も**終了は16:30**。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

\*基礎講座9日目、10日目は参加必須。

\*実務講座2日目の終了後に修了式を開催。

\*事前説明会 日時:6月26日(土) 13:00～ 41会議室

内容:成年後見制度実務者(専門職)「成年後見制度について」

センター、市「養成講座の内容・とよた市民後見人の理念について」

\*フォローアップ研修 バンク登録者は2日目～6日目、10日目の講座のうち2回以上の参加